

第8回北竜町農業委員会総会議事録

平成26年 8月28日
北竜町農業委員会

1 開催日時 平成26年 8月28日(木)
午後1時30分～午後2時45分

2 開催場所 すこやかセンター 会議室

3 出席委員 (10人)

番号	氏名	番号	氏名
1番	出口宜伸	6番	中村広治
2番	川本和幸	7番	大場信一
3番	水谷茂樹	8番	川村功
4番	善岡浩樹	9番	西野利幸
5番	北清裕邦	10番	橋本勝久

4 欠席委員 (0人)

番号	氏名	番号	氏名

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農政報告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第23号 農業委員会等に関する法律の改正に向けた組織検討
について
- 第6 報告第24号 合意解約について
- 第7 議案第16号 現況証明書の交付について
- 第8 議案第17号 農地法3条1項による許可申請について
- 第9 協議第3号 農業経営基盤強化法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進
基本構想の見直しについて
- 第10 その他 第9回農業委員会総会について
各種会議等について
その他

農業委員会事務局職員等

局長 續木敬子
係長 松本雄大
主事 小野晃典

事務局長	定刻となりましたので、只今より平成26年度第8回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして橋本会長よりご挨拶願います。
会 長	挨 拶
事務局長	<p>本日の出席委員は10名中10名が出席により、会議規則第6条により総会は成立しております。</p> <p>会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については橋本会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1</p> <p>議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	異議なし
議 長	それでは8番出口委員と9番西野委員の両名を指名します。
議 長	<p>日程第2</p> <p>会議書記の指名ですが、事務局職員の續木局長、松本係長、小野主事補を指名します。</p> <p>日程第3</p> <p>農政報告があれば産業課長よりお願いします。</p>
産業課長	<p>8月4日～5日の豪雨により美葉牛で一部の圃場が冠水し、土砂やゴミの流失がありましたが、被害は軽微ということでまずは、一安心しているところです。次に第28回のひまわりまつりについては、7月19日から8月24日の37日間の全日程を終了したところでありますが、観光客の入り込みは24万人で前年比12%増でした、皆様のご協力をいただき終了しましたことに感謝申し上げますと共にまもなく始まります収穫作業においては、価格面で心配があるとのことですが、作況指数106以上とのことですので事故無く終了することをご祈念申し上げます報告に代えさせていただきます」</p>
議 長	<p>日程第4</p> <p>農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。</p>

本日の予定案件は、報告2件 議案2件 協議1件、その他です。
直ちに会議案件の審議に入ります。

日程第5 報告23号「農業委員会等に関する法律に向けた組織検討について」を上程します。

事務局より説明を願います。

事務局長

日程第5 報告23号「農業委員会等に関する法律に向けた組織検討について」を報告します。

これは、先般北海道農業会議より「農業委員会等に関する法律に向けた組織検討について組織協議し、8月20日までに回答を求められたものです。本来であれば総会で皆様に協議いただくところでありましたが、報告までに期限が短かったので、会長、代理及び各部長にお集まりいただき協議させていただきましたので、ご報告いたします。内容につきましては、お手元資料の通りです。なお、8月25日の北海道農業会議臨時総会にて、道内の集約がされておりますので併せて、ご覧ください。

議長

今の事務局の説明に補足させていただきます。本来ならば組織討議であるところお盆を挟んで20日までに報告ということで急遽討議をさせていただきました。大きくは農業改革の規制改革をしなければならぬということでしたが、全国大会では一切認めないとしていたものが、いつの間にか法案の骨子は閣議を通り、なし崩し的に認めざるを得ないようなことになってしまい、今の政府であれば閣議を通ると間違いなく次の国会で法案が通ってしまうという感じでのこの討議案が出てきたと思われまます。

8月25日の北海道農業会議臨時総会の資料では全道186の農業委員会中108しか回答していない中、『我々は何も認めていないのに農業会議は認めたかのような態度はおかしい』として反対する動議がでてきました。折角検討した内容ですが、どう生かされていくかは不明です。北空知の話では、現実的な流れ（政府案に）になるのではないかと思うので、討議した内容が（意見として）生かされると思うという話ですし、今後も国会の流れに注目していただきたいと思えます。

ただ、農業委員会の法律の中で権利としてあるものを規制改革の名のもとにひきはがしていき土地流動化についても農村の中だけではない企業等を含めた中での流動化、多様な動きができるようにしたいということのようです。また今後の動きについても提供していきたいと思えます。

で、報告23号「農業委員会等に関する法律に向けた組織検討について」質問等ございませんか。

委員

なし

議長

質疑等がありませんので
日程第6 報告第24号農地の合意解約について上程いたします。
事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

報告第24号「農地の合意解約について」
農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知があったので報告する。

貸主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■
借主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■
土地 碧水〇〇-〇〇
地目 畑1筆
面積 913 m²

使用貸借は、平成13年11月30日から平成34年11月29日となっておりますが、土地を新たに売買するために合意解約いたします。合意解約日は、平成26年7月30日です。

貸主 農用地利用集積円滑化団体
借主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■
土地 碧水〇〇-〇〇 他13筆
地目 田 14筆
面積 102,432 m²

賃貸借は、平成23年4月26日から平成33年12月31日となっておりますが、賃貸している土地を売買するために合意解約いたします。平成26年8月20日です。

貸主 農用地利用集積円滑化団体
借主 和〇〇-〇〇 ■■■■
土地 西川〇〇-〇〇 他4筆
地目 田 5筆
面積 37,966 m²

賃貸借は、平成23年4月26日から平成33年12月31日となっておりますが、賃貸している土地を売買するために合意解約いたします。平成26年8月20日です。

貸主 農用地利用集積円滑化団体
借主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■

土地 板谷〇〇-〇〇 他5筆
地目 田 5筆 畑1筆
面積 46,091 m²

賃貸借は、平成23年4月26日から平成33年12月31日
となっておりますが、賃貸している土地を売買するために合意解約
いたします。平成26年8月20日です。

貸主 農用地利用集積円滑化団体
借主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■
土地 板谷〇〇-〇〇 他3筆
地目 田4筆
面積 16,600 m²

賃貸借は、平成23年4月26日から平成33年12月31日
となっておりますが、賃貸している土地を売買するために合意解約
いたします。平成26年8月20日です。

貸主 農用地利用集積円滑化団体
借主 和〇〇-〇〇 ■■■■
土地 和〇〇-〇〇 他1筆
地目 田2筆
面積 13,947 m²

賃貸借は、平成23年4月26日から平成33年12月31日
となっておりますが、賃貸している土地を売買するために合意解約
いたします。平成26年8月20日です。

議長 報告第24号「農地の合意解約について」質問意見等ございませ
んか。

水谷委員 2件目からの円滑化団体を通した賃貸借では、規模拡大加算をも
らっていないのか？

松本係長 皆さん（規模拡大加算を）受けているので、返還になります。

議長 10年ものが見通しがほぼ無いということで、5年に切り換
えたということでしょうか？

水谷委員 途中で公社に切り換えても関係ないということですか

松本係長 途中で公社に替えても規模拡大加算は返還になります。

水谷委員 これからも続々出てくるということになるのか

議 長 去年くらいから出てきている。

松本係長 事務委任 10 年と賃貸借 6 年というのは、先のことが見えない部分では、なかなか難しいところで。

議 長 非常に道の審査が厳しくなっている。10 年ものについては通らなくなっているの、ほぼダメになるだろうというところを規模拡大加算で、と考えてきた方には非常に辛いものがあると思う。

松本係長 昨日公社が来て、5 年で例外的に 10 年もという話であったが、10 年ものの審査が厳しくなっています。5 年で償還を計画立てた中、5 年で行うというのが基本です。10 年ものが無い訳ではないのですが、今年道内で 10 年の申請を上げてても許可がおりてきたところがないという状況だそうです。

事務局長 審査に時間が掛かっています、経営収支計画の際、中間の 5 年のときにプラスになるような場合は自活力あるということで承認がもらえないようです。事前に 10 年の申請をいただいた方の中にも難しいかもしれない旨伝えております。

水谷委員 今後土地が出てきた中では、私たちのなかでも最初から 5 年で考えてもらおうと説明した方がいいのか？

松本係長 今年も農地中間管理機構の中身が 4 月まで整備されなかったこともあるので、公社の中で 10 年事業について(情報が)混同しているところもあります。基本的に昨年までは予算があれば、申請が通ったのですが、今年 10 年事業であげた人もいたので協議した中で進めていこうと思っているのですが、次年度以降は原則 5 年という中で進めていただきたい。ただ、その中でも 10 年をとる場合は公社と協議しながら進めたいと思います。

議 長 厳しい状況ですが…、その 5 年ものの中で 5 年後の土地価格との差の激減緩和のような形で 10%助成とか無くなったと聞いているがどうなったのか。

松本係長 その分の差額を一般会計で、予算措置している。

議 長

ということは、無くなったので町予算で措置しているということか？

松本係長

過去からそのような積立を行っています。農地保有合理化積立金ということで、5年で5%、10年で2.5%を積み立てしています。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

委 員

な し

議 長

質問等がありませんので次にまいります。
日程第7 議案第16号 「現況証明書の交付について」
事務局より説明願います。

事務局長

議案第16号 「現況証明書の交付について」
現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。
平成26年8月28日提出

届出人 三谷〇〇-〇〇 ■■■■

所 在	公簿	現況	面積
①三谷〇〇-〇〇	田	→ 宅地	125 m ²
②三谷〇〇-〇〇	畑	→ 田	792 m ²
③三谷〇〇-〇〇	雑種地	→ 田	1,052 m ²
④三谷〇〇-〇〇	雑種地	→ 田	332 m ²

届出人 三谷〇〇-〇〇 ■■■■

⑤三谷〇〇-〇〇	畑	→ 田	5,442 m ²
⑥三谷〇〇-〇〇	畑	→ 山林	703 m ²
⑦三谷〇〇-〇〇	田	→ 雑種地	2.16 m ²
⑧恵岱別〇〇-〇〇	畑	→ 雑種地	175 m ²

それぞれ航空写真を添付しております、現況に沿った地目に変更登記を行う為の申請です。

議 長

議案26号 現況証明願いについて質問等ございませんか

委 員

な し

議 長 議案 26 号について、承認してよろしいですか。

委 員 異議なし

議 長 日程第 7 議案 17 号 農地法 3 条 1 項による許可申請（所有権）
について上程いたします。
事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長 議案 17 号 農地法 3 条 1 項による許可申請（所有権）について
農地法 3 条の規定による、農地の使用貸借権の設定の許可申請の
あった下記のものについて、同法 3 条 1 項の規定により許可して宜
しいか審議を求める。

番号 26 - 5

譲 渡 人 ■■■■

住 所 碧水〇〇-〇〇

譲 受 人 ■■■■

住 所 碧水〇〇-〇〇

当 該 地 碧水〇〇-〇〇

地 目 畑 (1 筆)

面 積 913 m²

目 的

譲請人 自留地の処分自作地と一体化した圃場の整備をおこなう
ため

譲渡人 耕作が不便な離れ地の処分のため

対 価 △△△△△円

議 長 議案 17 号について意見等有りませんか。

委 員 なし

議 長 議案 17 号 農地法 3 条 1 項による許可申請については、承認を
してよろしいですか。

委 員 異議なし

議 長 議案 17 号 農地法 3 条 1 項による許可申請については承認いた
します。

議 長 日程第 9 協議第 3 号「農業経営基盤強化法に基づく北竜町農業経
営基盤強化促進基本構想の見直しについて」事務局より説明願いま

す。

事務局長

協議第3号「農業経営基盤強化法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」平成26年8月8日付け北産担い手号により北竜町から照会のあった北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の一部の見直しについて、農業委員会の意見を求められたので、審議する。

別紙にあります北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の概要表によりご説明致します。

まず、「青年等就農計画制度の見直し」でございますが、これは、新たに農業を始める方等が各種支援策を活用する際の就農計画認定制度につきまして、これまで「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき都道府県が認定していましたが、平成26年度からは改正後の農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が認定する「青年等就農計画制度」に改められました。これにより、北竜町の農業経営基盤強化促進基本構想に「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」等に関する規定を追加しました。目標の内容は、農業所得として、210万とし、この算定の根拠は、新たに農業経営を営もうとする者は、経営が安定するまで時間を要することから、町の安定的な農業経営の目標値のおおむね5割とし、営農累計も稲作・野菜複合経営として設定するものです。

次に、(旧)農地保有合理化事業の見直しとして、農地保有合理化法人(北海道農業公社等)が所有者等から農用地を買受け、地域内農業者等へ一定期間貸付けた後に売払いを行う「農地保有合理化事業」につきまして、農業経営基盤強化促進法の改正によりこれまでの事業は廃止され、平成26年度からは農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)により新設された農地中間管理機構が行う特例事業として、同内容の事業が存続することとなりました。

これにより、北竜町の農業経営基盤強化促進基本構想の「(旧)農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改めるとともに、「(旧)農地保有合理化事業」に関する規定を削除し、「農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項」等に関する規定を追加しました。

併せて、文書中の文言の整理等修正を行いました。

(以下、基本構想案と新旧対照表により修正箇所の説明を行う。)

議長

協議3号について質問・意見等有りませんか。

水谷委員

これは、コンサルの出したのか。

事務局長 係長の方で修正しています。

松本係長 農協にも提出し、意見を依頼しております。

議長 ほかに意見ございませんか。特になければ協議第3号について承認をしてよろしいですか。

委員 異議なし

議長 日程第10 その他について事務局より説明願います。

事務局長 その他事項ですが、次の第9回総会を9月30日（木曜日）午前8時00分よりこの場所で開催予定です。

議長 次の総会の日程ですが9月30日（木曜日）午前8時00分から開催で宜しいでしょうか。

委員 異議なし

議長 次の総会を9月30日に開催します。
その他会議等について説明を願います。

事務局長 その他会議を説明します。
①9月10日（水曜日）午前9時00分より第3回議会定例会があり会長出席の予定です。
②10月30日（木曜日）午前1時30分より、地区別農業委員会等修会が月形町であります、これは、委員全員の出席をお願いします。

議長

委員 その他について質問等有りませんか。

委員 なし

議長 それでは、その他ありませんか、無ければ、以上を持ちまして第8回農業委員会総会を終了します。

議 長

議事録署名委員

8番

9番
